

平成18年8月3日

於・農林水産省第2特別会議室

第5回家畜の遺伝資源の保護に関する検討会議事録

農林水産省

目 次

1. 開 会	1
2. あいさつ	1
3. 資料説明	2
4. 質疑応答	9
5. 今後の進め方について	1 5
6. 閉 会	1 6

1 開 会

○釘田畜産振興課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第5回家畜の遺伝資源の保護に関する検討会を開催したいと思います。

私、8月1日付けで前任の姫田課長の後任といたしまして農水省生産局畜産部畜産振興課長を拝命いたしました釘田と申します。冒頭のみ進行に当たりたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 あ い さ つ

○釘田畜産振興課長 それでは、初めに西川生産局長よりごあいさつを申し上げます。

○西川生産局長 今日は第5回の検討会でございますので、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

まず、委員の先生方におかれましては、大変忙しい中を検討会に御出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。

これまで、5月31日の第4回の検討会においては中間取りまとめの骨子を御提出いただいたところでございます。これにつきましては、6月8日の政府の知的財産戦略本部において決定されました「知的財産推進計画2006」の中に、検討会の取りまとめいただいた内容について反映をさせていただいたりもしているところでございます。

言うまでもないことですが、和牛につきましては、改良機関、生産者の方々の長年の努力によって改良されて、他の品種にはない優れたものでございます。遺伝資源として大変価値が高いということだろうと思います。そういう面では我が国の貴重な財産だとも言えるわけでございます。グローバル化が進む中におきまして、この財産の保護・活用について検討することは、和牛の優位性を高め、国際競争力の強化、収益性の向上等を図る上で重要なものであると考えているところでございます。

農林水産省といたしましては、本日おまとめいただきます報告書に則して具体化に向けた検討を進めまして、関係機関と連携を図りながらこの分野に積極的に取り組んでまいり所存でございますので、委員の皆様方には引き続き忌憚のない御意見を賜りますようお願い

い申し上げまして、簡単ではございますが開会に当たってのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○釘田畜産振興課長 ありがとうございます。

それでは、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

まず委員の御出席状況ですが、7名の委員のうち、秋岡委員は少し遅れていらっしゃいます。間もなくお見えになると思います。6名の委員の方々に御出席いただいております。

それから、先ほども申し上げましたが、この8月1日付で農水省、異動がございまして、本日出席しているメンバーの中でも異動者がおりますので御紹介させていただきます。

まず、生産局畜産部長の本川でございます。

次に、生産局種苗課長、伊藤でございます。

それから、生産局畜産部牛乳乳製品課長、平岩でございます。

私ともどもよろしくお願いいたします。

次に配付資料の確認をさせていただきます。お手元の封筒に入っていたかと思えます。御確認をよろしくお願いいたします。

座席表と議事次第、委員名簿、それから資料一覧がございまして、資料は3つございます。資料1として、家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について（検討会中間取りまとめ）案となっております。資料2はその概要でございます。資料3は、オランダとフランスの精液ストローの流通とバーコードシステム。以上でございます。不足等がございましたら事務局までお申し出ください。

それでは、この後の議事の進行を松川座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

3 資料説明

○松川座長 それでは、第5回でございます。よろしくお願いいたします。

この次第にもありますが、今日は、当然ながら中間取りまとめの検討が主題であります。終わる時間は16時30分を目途としております。

それでは議事に入りますが、資料1から3まで、一括して事務局から説明をお願いいたします。

○酒井生産技術室長 生産技術室長の酒井でございます。資料1から3まで、説明させて

いただきます。

資料2は概要でございますので、本日は資料1を中心に御検討をいただくということでございます。

その前に資料3について御説明を申し上げたいと思います。

第4回の検討会で骨子をおまとめいただきましたが、それ以降、ヨーロッパに人工授精システムの調査に行っていました。その概要を記してございますので御紹介を申し上げます。ここではオランダとフランスということでございますが、ドイツもやっているということですが、今回は調査に行けなかったということで入っておりません。

1枚お開きいただきます。まずオランダでございますが、HG社、Holland Geneticという会社でございますが、そちらのストローです。ストローについて、2面印刷というんでしょうか、ストロー状ですから裏表はないんですが、印刷している方が表ということで、裏の方にバーコードが印字されております。その内容につきましては、この例では、097 H0 04803でございますが、上の3けたが家畜人工授精事業体のコード、HOがホルスタインの略、それと個体の番号、こういった形で印刷されているということでございます。

次のページをお願いいたします。フランスの例でございます。フランスは1面だけに印刷されていて、真ん中にバーコードが印字されているということでございます。下の方の⑥、バーコード番号となっておりますが、フランスのINRAの畜産研究所から与えられた種雄牛の番号が5桁、続く4桁が採精した日、2002年1月1日からの通し番号、一番下の桁は衛生検査等、9種類ある検査のうち実施した件数、種雄牛ごとに番号が入っているということでございます。

次のページをお願いいたします。オランダとフランスの人工授精の事業体から聞き取りいたしましたバーコードシステムのメリットということで列記させていただきました。まず1点目が、手書きがなくなるので証明書類に人為的ミスが入りにくいということで、トレーサビリティーの確実性・信頼性が高まるといった点でございます。また、流通管理が容易になる。日本の場合はこれを厳格化に利用してはどうかと考えているところでございます。あと、証明書類の作成が容易になる。農家指導にも使える。さらには、いろいろな技術改善のときにデータがリアルタイムに戻ってまいりますので、研究開発のデータ収集システムとしても使えるということでございます。デメリットとしてはコストの問題、初度的経費の問題があらうかと思えます。

資料3は以上でございます。恐れ入りますが資料1に戻って御説明を申し上げたいと思

います。これについては、先ほど座長からお話がありましたように、中間取りまとめということで今回御議論いただくものでございます。

まず開いていただきまして目次でございます。大きく項目が4つございまして、これは骨子と同様でございます。1 和牛における知的財産制度の活用、2 精液の流通管理の徹底、3 「和牛」の表示の厳格化、4 和牛の改良・生産体制の強化等ということでございます。

開いていただきまして、はじめにということで2ページに書いてございますが、段落に分かれておりますので、場所を示すために第1、第2、第3段落というような言い方をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

まず第1段落でございますが、和牛のおいしさは海外まで知られるようになり、高く評価されているといたしまして、第2段落では、海外流出の状況を記述しております。

第3段落には知的財産戦略推進本部の設置の経緯について記述をし、第4段落では種苗と同様な育成者権が設定されていない状況にあることを示しております。

そして最後の段落で、このような状況を踏まえ、本検討会において、和牛の遺伝資源の保護・活用を図るため、知的財産制度の活用も含め幅広い観点からの検討を行い、以下のとおり中間取りまとめを行ったというふうに記述しております。

4ページをお開きください。1 和牛における知的財産制度の活用でございます。遺伝子特許については、第2回の検討会で集中的に御議論をいただいたところでございます。

まず(1) 和牛の遺伝子特許等の戦略的取得でございます。第1段落では、我が国の研究機関において、和牛の増体・肉質等の経済形質にかかわる遺伝子の塩基配列及びその機能解明についての研究開発が進められていると現状を記述し、第2段落では、新規性、進歩性、畜産業への利用可能性等の特許要件について記述しております。

第3段落では、遺伝子特許は、和牛の遺伝資源保護・活用に資する知的財産の一つと考えられるとしまして、育成者権制度がない中で遺伝子特許が重要な知的財産権であることを示しております。

第4段落では、遺伝子解析については激しい国際競争が続いている中で、研究開発の加速化を図ることが必要と記述しております。委員からの、遺伝子は有限である、国際競争の中で急いでやらなければいけないという御意見を踏まえたものでございます。

続きまして第5段落ですが、そのためには、全国の研究機関の緊密な連携のもと、効率的に研究を進めることが必要であるとしておりまして、第6段落で、戦略的に特許を取得する体制を構築する必要があると記述しております。

4ページの下から2行目に、管理関係の技術ですが、いかに画期的な新規技術があっても、植物の栽培方法と同様に、単独では特許されにくいという状況にありますので、ここでは「有用な形質の発現には」ということで、5ページになりますが、発現に関与する新規技術との関連性を科学的に実証することにより、総合的に特許の要件を満たすことが可能となると、特許取得の方向性を示しているということです。

そして最後の段落で、対抗措置として活用するために、和牛特有の遺伝子と関連する生産技術をあわせて特許取得することは、有効な保護手段の一つとなり得ると考えられるというふうに締めております。

イメージ図の下でございますが、(2) 和牛の遺伝資源保護・活用のための遺伝子特許等の活用でございます。第1段落におきましては、一部の利益とならないように、パテントプール等の仕組みを構築して、知的財産を国全体で戦略的にマネジメントする取り組みが必要としております。

続きまして第2段落において、第2回検討会で万年専門委員から御説明がありました、DNAマーカーを利用した品種鑑別について、攻めの農政の観点からも活用が期待されるとしております。

第3段落になりますが、6ページの「なお、」以下でございますが、簡易・迅速・安価な識別技術の確立に向けた取り組みが必要である。利用しやすいようにする必要があるということでございます。

さらに、イメージ図の下、2の精液の流通管理の徹底に移ります。(1) ですが、流通管理の徹底のための関係者間の意識の醸成と自主的な取組でございます。第1段落では、精液ストローの生産の状況について説明をしております。

6ページの最後のところからですが、「和牛の遺伝資源は、関係者の長年の育種改良の努力により創造されてきた国全体の財産である」という認識を、家畜人工授精所のみならず、精液の中間取扱者や人工授精師・獣医師の間にも醸成することが重要であると書いております。

その後、「このためには、」ということ、具体的な方策として、協議会を設立し、この協議会が、共通認識の醸成のための核となり、和牛という財産を国内で最大限に活用するため、関係者が自主的な取組を行っていくことが必要であると記述しております。

さらに第4段落で、「和牛の遺伝資源は国全体の財産である」という意識の醸成には、農林水産省のリーダーシップが重要であるとさせていただいております。

7ページの真ん中でございますが、(2) 精液流通管理体制の構築でございます。第1段落で、精液のロット管理体制を構築するため、バーコードを精液ストロー生産時に印字するというを示しております。

第2段落ですが、資料3で御説明いたしましたように、フランス、オランダでは既にバーコードを印字した精液ストローを流通させることにより、個体の管理や家畜の改良に結びつけている先進的な例があるということでございますので、ここで記述をいたしました。

続きまして第3段落ですが、精液ストローの現実のルートは、多くの機関や個人が介在し大変複雑になっていることを示しております。

第4段落では、人工授精師段階における把握の困難さ、それとコンセンサスの重要性について強く記述をさせていただいております。

第5段落ですが、検討会でいただきました登録制度、精液の流通経路がわからないものは子牛登記ができないという方向が示されれば、精液の流通管理の徹底につながるという御意見がございましたので、それを反映しております。

さらに、受精卵についても並行して検討していくべきであるということで記述をしております。

8ページの真ん中でございますが、(3) 家畜改良増殖法に基づくチェック体制の構築でございます。第1段落は問題提起でございます。液体室素内で流通する精液ストローについて、流通の中間段階における確認をどのように行うかが課題の一つと考えられるとしております。

その課題について、第2段落では、家畜改良増殖法に基づく精液証明書の様式中の「確認欄」を活用すること、活用にあたっては記載の徹底について指導を行う必要があることを記しております。9ページに移りますが、現状では譲渡した年月日と組織名を記載することになっておりますが、トレーサビリティ制度では譲渡先を書くようになっていることを踏まえまして、譲渡先についても記載するよう、様式の見直しについて検討する必要があるとしております。

さらに、第3段落でございますが、家畜改良増殖法の種畜検査委員または地方検査委員の立入検査を実施するよう検討を行う必要があるとしております。つまり、中間団体のチェック機能として立入検査の制度を活用してはどうかという内容でございます。

9ページのイメージ図の下、3の「和牛」の表示の厳格化でございます。(1) 消費者の認識に合致した「和牛」の表示でございます。第1段落では食肉公正競争規約の「和牛」

表示に関するルールを記述させていただいています。

第2段落で、一方、食肉公正取引協議会の調査によれば、多くの消費者は「和牛」は国産牛であると認識しており、誤解を生じさせるおそれがあること、また、このような事態を放置すれば、さらに多くの和牛遺伝資源が海外に持ち出される事態を生じかねないという危惧を示しております。

第3段落に行きますが、消費者の誤解を招かない表示のあり方を検討することが重要という御意見を踏まえまして、「和牛」表示の見直しの検討を行うべきであるとして、第4段落では、具体的に国内で生まれた和牛のみを「和牛」とすることとし、消費者の認識とのギャップが生じないようにすることが有効であると考えられると記述しております。5月末にまとめていただいた骨子に基づきまして、7月下旬から食肉公正取引協議会の方で専門委員会を設けて検討を始めていただいているところでございます。

(2) 諸制度を活用した「和牛」表示の厳格化でございます。「和牛」表示の適正さを確保するためにということで、先ほどの(1)の見直しとあわせて、黒毛和牛等の品種の証明手段を厳格にすることが必要であると記載しております。家畜登録制度及び牛トレーサビリティ制度を活用して品種の確認を行うことが有効であると書いております。

(3) わかりやすい表示と消費者への情報発信でございます。ここでは、和牛遺伝資源の保護のためには、消費者の理解度をさらに高めていくことも重要である。和牛とはどのようなものかを、和牛に特有な味や香りとともにしっかりと理解してもらうためには、「和牛」の統一マークや新たな表記を作成することなどにより、消費者に対してわかりやすく情報発信をしていくことが有効であると考えられるとしております。

また、「和牛」の統一マークは、「攻めの農政」にも重要な役割を果たし得るものであるとまとめさせていただいています。

次の(4) 地域団体商標制度の活用でございます。ここでは、地域団体商標制度を活用することにより、地域ブランドを適切に保護するとともに、生産地を明らかにして保証することも有効な差別化の手段であり、この場合、消費者のニーズも踏まえた一定の基準を定めること等により、品質を保証し、消費者の信頼を高めていくことが重要であると記述しております。

続きまして、12 ページになりますが、4 和牛の改良・生産体制の強化等でございます。(1) 遺伝子特許等を活用した和牛改良速度の向上でございますが、第1段落のところでは、既に和牛の遺伝資源を利用して、海外で交雑種の生産が行われている状況にあるというこ

とで、より和牛に近い交雑種が生産されている現実を示しております。

このような状況を踏まえ、第3段落では、着実に和牛の改良を進めることの重要性和、従来の手法にあわせ、優れた肉質等に関連する遺伝子特許等を和牛の育種改良に活用し、改良速度をさらに向上させていくことを検討すべきであるとしております。

続きまして(2)です。海外の追従を許さないすぐれた和牛の生産。第1段落では、海外の和牛の交雑種との競争が既に始まっていると認識をして、海外の追従を許さないすぐれた品質の和牛をいかに生産していくかという視点に立って、高品質な和牛肉を安定的に供給することにより、消費者の支持を得ていくことが必要であると記述しております。

そのために、第2段落では、家畜改良増殖目標の達成に向けた取り組みの必要性を述べた上で、個体識別システムや枝肉格付情報と血統情報をリンクさせ生産者や改良関係団体へ情報提供を行っております肉用牛枝肉情報全国データベース等を活用して全国的な改良体制の強化を推進することは、改良の効率的な推進に有効であるとしております。

なお、第3段落では、各県、各地域単位で造成された和牛の遺伝的多様性の確保について配慮することが必要であると強調させていただいております。

13 ページをお願いいたします。最後の部分になりますが、(3)「和牛」＝「国民の財産」という章でございます。第1段落では、和牛を海外で生産すれば安価で供給できるではないかという意見がある。そういう方々に対して納得し得る説明が必要であるとしております。

第2段落では、和牛本来のよさを理解した能動的な選択につなげていくことの必要性について述べており、第3段落では、和牛そのものをさらに磨き上げて、消費者に喜んでもらえるような高品質な和牛肉を低コストで生産していくことが、最終的に和牛を遺伝資源として守ることにつながっていく。さらに、和牛を国内における交雑種生産にも利用し、消費者に対して多様性のある品質、弾力性のある価格で牛肉を提供することが理解促進につながると記述をしております。

14 ページ、最後の段落でございます。改良や生産に関する技術の向上等により、優れた肉質の牛肉を低コストで生産・供給することは、消費者にとっても有意義であることを理解してもらい、「和牛」＝「国民の財産」であることを消費者と生産者の共通の認識とすることが重要であるという形で締めくくっております。

説明は以上でございます。

○松川座長 ありがとうございます。

4 質 疑 応 答

○松川座長 今、資料1並びに資料3について説明いただいたわけですが、本日の検討会の主要議題は中間取りまとめの検討になっておりますので、まず中間取りまとめについていろいろ御意見をいただきたいと思ひます。

とはいうものの、本日のこの資料ができるまでには委員の皆様、我々の間でもやりとりがあつて、それが生かされている部分も多いと思ひますので、そういうことも眺めながら御意見をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

どこからでも、あるいは語句がおかしいということ、何でも結構であります。

○吉川委員 資料3ですが、精液のバーコード制という中で、オランダ、フランス、ドイツ、EUは結構こういう形でやり始めているんですが、日本でこういう形になった場合に、この委員会の中で、バーコードロット管理というか、ロット制でという形で前にお話が出ていたんですが、先ほども現物が回って見せていただいたんですが、ストローにこういう形になれば、ロットで管理するもストローで管理するも、両方の方向性があるんじゃないか。印刷機の問題ですが、これは機械の性能の問題ですから、それによつてはストローでいけば1本1本管理されていく。そして余分なチェックが要らないという形になっていくので、こういったシステムは非常にいいんじゃないかな。逆にロット制に持っていく方が、手書きがかなり中に入るのではないかなと思ひるので、そこら辺、技術的にはどういふふうを考えているか。

○松川座長 吉川委員から資料3についての質問がありましたが、今の吉川委員の御質問は、今後これを参考にしながら具体的に詰めていくことになりましようか。

○酒井生産技術室長 吉川委員の御質問に対してお答え申し上げます。

今、座長におっしゃっていただきましたように、この仕組みは各事業体のやり方の互換性というのも必要でございますので、十分話し合いながら、また、技術面、コスト面についても総合的に考えて整理していくものだと思いますので、引き続き御指導をお願いしたいと思ひます。

○松川座長 資料3について吉川委員から質問がありましたが、それならついでにということ、資料3についてほかに質問や御意見ございませんでしょうか。資料3をまず片づけてから資料1の本議題の方に戻っていくことにしたいと思ひますが。

資料3はもうよろしいですか。

では、後で思いついたらまた御質問をいただくことにして、資料1の中間取りまとめの案について、御意見や質問をお願いいたします。今日この席で「案」が取ればよいと思っておりますので。

土肥先生、お願いします。

○土肥委員 中身についてではないんですが、この中間取りまとめの「案」が取れた場合に、先ほどあいさつの中で、今後、施策に反映していきたいというお話だったかと思えます。今現在で、今後「案」が取れた場合にはどういう段取りになるのか、そのあたりの話を少ししていただければと思います。

○松川座長 お願いします。

○酒井生産技術室長 土肥委員の御質問に対してお答え申し上げたいと思います。

対応すべき分野はたくさんあると思いますが、先ほど少し御紹介しました、表示につきましては既に専門委員会のようなものを設けて御検討を始めていただいておりますので、スタートしております。

バーコードのお話でしたが、そういったものについては、もう少し技術的な問題点を詰めて、統一性を図りながらやっていくということで、協議会のような組織が必要だろうと思っておりますので、そういったものをつくっていくことからスタートしたい。

また、精液証明書の様式の話は、「確認欄」でございますが、「案」が取れてこれでいこうということであれば、制度上、省令改正が必要なのではないかと思っております。

また、遺伝子特許の点でございますが、特許についても、ここで御指導いただいておりますように関係機関で連携することが大事だということでございますので、核になる組織を中心に連携をして、パテントプールのような仕組みも併せてつくっていくことをスタートにしたいと思えます。これは少し時間がかかるかもしれませんが、着実に実現していきたいと考えております。

○松川座長 ありがとうございます。

今の土肥委員の御質問に関連して、先ほど、「和牛」表示の関係で公正取引協議会ですか、そこで検討委員会を発足しているという説明がちょこっとありましたが、これはこちらから持ちかけて検討委員会が発足しているのでしょうか。

○牧元食肉鶏卵課長 「和牛」表示につきましては、全国食肉公正取引協議会、これは関係の業者の皆様の集まりでございますが、この協議会に検討をお願いいたしまして、専門

委員会を立ち上げるということで、先週、7月27日に第1回の専門委員会を開催したところでございます。このような形で、業者の皆様方の集まりでございます協議会の中でも御検討をいただくのと、さらに消費者の皆様とか有識者の皆様とか、もっと幅広い方々から御意見を聞いて検討をする場についても別途つくりまして、検討を進めていきたいと考えております。

○松川座長 ありがとうございます。

沖谷先生、お願いします。

○沖谷委員 家畜の遺伝資源というタイトルで、いずれは出るのかなと思っていたんですが、和牛だけでおしまいなのか、豚、あるいは新聞の報道によると鶏の純国産の、今はブロイラーは全部海外から入れているんですが、そうではなくて、立ち上げたいというような報道、関係者からの声も聞いたことがあるんですが、そういうものについては一言も触れないでおしまいになってしまうのか。これは中間ですから、まだ続くという期待はあるんですが、畜産資源の中で、数ある中でまず和牛をやろうとか、そういう感じなんですか。どうなんですか。

○松川座長 これはだれが答えればいいのか。我々検討委員会の課題でもあるということになるんですが。

○酒井生産技術室長 お答えさせていただきます。

タイトルとして「家畜の遺伝資源」ということでございますが、対象とするには条件があるだろうと考えておまして、日本固有のものとして長年関係者で改良されてきたかどうかという視点が1点と、その資源が海外に流出して、国内にいろいろな影響を及ぼすような状況になっているか、この2点だろうと考えているんですが、今のところ和牛がそれに該当するというので、今回集中的に御検討をいただいたということでございます。その2つの条件を満たすものは現在のところないのではないかと思いますので、今のところ和牛について御検討をいただいたということでございます。

○松川座長 沖谷先生、よろしいでしょうか。

○沖谷委員 例えば黒豚ですかね。鹿児島県が随分やってこられて、国全体の財産かどうかというのは議論があると思うんですが、関係機関が鋭意やってこられたという部分があるように思いますが、和牛は全国のいろいろなところでやってきたからという考え、黒豚も鹿児島だけではないと思うんですが、そのあたりについて、今回は議事はなくてもいいんですが、これからもやらないとか、またそういうことが出れば積極的にやっていきたい

とか、そういうコメントでもあればと思います。

○牧元食肉鶏卵課長 沖谷先生から御指摘がございました黒豚の問題についても、例えば表示の問題についてはいろいろ御意見のあるところがございますので、先ほど和牛の表示について検討していくということをお話ししたところがございますが、表示の観点からは黒豚の問題についても今後検討していきたいと考えております。

○松川座長 今のお返事はありがたかったんですが、沖谷先生の言われるように、ほかの家畜でも条件を満たして検討する必要があるとすれば、このメンバーではないにしても、検討することはあり得るということになるような気もするんですけどね。

○西川生産局長 今回は和牛ということでスタートしたわけですが、これはいかに知財を上手に活用するかという視点からの、そういう面では新しい取り組みだろうと考えております。

先ほど鶏の話もありましたが、これも、例えば鳥インフルエンザが世界に蔓延する中で、海外に多くの資源を依存している我が国においてどうあるべきか、これは大変大事な問題ということで、その時その時でできるところは、こう役割ではないですが、いろいろやっていることも事実なんですけど、まとまってやるべきということになれば、これだけに限らないで、展望が開けるものは展望を含めて取り組みをしていくべきだろうと思っておりまして、タイトルが「家畜の遺伝資源」となっているということは、その辺のところもつくる側としてはあったんだけど、当面は和牛のところでもまずやってみて、その次に何かあるか、必要に応じて考えよう、そういうぐらいのことでいいんだろうと考えております。和牛以外にもこういうのがあるよというのであれば、積極的に取り組んでいけばいいと私どもとしては考えているところでございます。

○松川座長 ありがとうございます。よくわかりました。

ほかにございませんでしょうか。

吉川委員、お願いします。

○吉川委員 和牛の改良についてなんですが、改良システムをやっていきましょうという形だけでも、和牛そのものは日本の国内の肉の生産からいきましても非常に低い数字だと思うんですね。日本の肉の生産の中では交雑種が60%ぐらいを占めている。その中で今、ホルスタインと黒毛和種でF1という形の中でできてきている。それが肉の大部分を占めているという形になっているはずなんです。ですから、品種的に扱うのではなく、個々の明確な形も必要性があるのではないかと。

例えば登録制度だとか、個体識別のような番号できちっと追っていける、産肉データと
いったものもきちっと出しているという形があつて、逆にまた新しい品種といたしますか、
求められる遺伝子がつくられていく可能性もないとは言えないので、そこら辺もどうい
ふうに考えていくのか。交雑種に対して、屠畜場のデータでやりたいような話は書いてあ
るんだけど、そこら辺は現実的にどういふうになつていくのか。

○松川座長 これは、どちらかというとなつ後の話ですか。それとも、この中間……。

○吉川委員 中間取りまとめの中にも、図の中には交雑種も書いてあるんだけど、そこは
全然触れていないんですね。全部、純粋な和牛という形になつていて、図の中では交雑種
も触れていて、ここは議論は抜けているんですね。

○酒井生産技術室長 今回の件についてお答え申し上げます。

13 ページのイメージ図でございますが、吉川委員が御指摘のとおり、図の一番右のと
ころに「交雑種情報の活用」ということで、乳用種との交雑種についての情報提供も生産現
場に戻していくということで明記しています。

それと、14 ページになりますが、一番上の行、「国内における交雑種生産にも利用し」
ということで、ちょっと記述が足りないかもしれませんが、交雑種についても活用の道が
あることをはっきり示しているということでございます。

○松川座長 これでは不十分だと言われるかもしれませんが、例えば黒毛和種という品種
の中で優秀なものは交雑に使つても優秀であるというのは一般的であつて、例えば黒毛和
種の後代検定を交雑種を使つてやる方が合理的ではないかという意見があるぐらいですの
で、黒毛和種がよければ交雑種もよし。自動的にそうなる。組み合わせということ余り
深刻に考える必要はありませんので。技術的には。それで御了承ください。

吉川委員どうぞ。

○吉川委員 先ほど、土肥委員の今後の施策の反映ということで、お答えとして4点ほど
酒井室長からお話があつたわけでありましたが、この際ですから要望させていただきたいと
思います。

10 ページ、諸制度を活用した「和牛」表示の厳格化というところでございますが、御説
明を伺つておりますと、品種の証明手段の厳格化ということが、最終的に食肉公正競争規
約に定めるところの「和牛」表示、そこを家畜登録制度ないしはトレーサビリティ制度
を利用して厳格化していくという流れでしか受け取れなかつたわけでありましたが、私ども、
昨年来いろいろ畜産振興課には御無理をお願いしているわけでありましたが、特に品種とい

うこと、「和牛」というのは一般的な名称であって、純粋種というものの証明ということになれば、もう少し登録制度なりの持っている厳格さを前面に押し出したようなことも必要なのではないかと。

それから、和牛のかかわる登録団体でも、ある意味でいいますと、この十数年の牛肉の輸入自由化の時代の中で生きざまが問われていて、流れとしたら、3団体ございますが、ちょっと色合いが違うということもあって、そのあたりの問題をどうしていくのかということを含めて、登録団体を含めた厳格化といいますか、このあたりの協議も含めてお願いしておきたいと思っております。要望でございます。

○松川座長 文言の修正が必要であるという意見ではないと伺ってよろしいですね。

○吉村委員 今回の中間取りまとめの中ではこういうことで私どもも理解はしているつもりであります。施策への反映ということに関していえば、そのあたりの問題もどうするんだということを検討の一つにはしていただきたいと思いたしたので、あえて5番目の問題として要望しておきたいということでございます。

○松川座長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。中間取りまとめ案は、検討会としては文言の修正なくオーケーである。「案」を取ってもいいという結論になりますでしょうか。

それでは、検討会としては本日の資料1は文言の修正なく、中間取りまとめとすることにさせていただきます。

そうしますと、これで本日の私が座長として行う議事は終わったこととなりますが、資料3の外国でのストローの関係についての質問などはございませんでしょうか。

○吉村委員 これも要望ですが、現場サイドとしたら、いきなりバーコードシステムということが出てきて、作業としてはどうなるのよということが、この春から夏にかけての、4ブロックに分けての登録関係者の協議会がございまして、その中でも質問が出てきておりました。先ほど酒井室長から、互換性とか技術面、コスト面での検討が必要ということがございましたが、これは早急に、幅広くやっていたかかないと、現場サイドで実際に人工授精という作業をしている人たちには、かえって煩雑になるんじゃないかというイメージでとらえられておりますので、システムそのものも、今日の説明では私自身、すっと落ちてこないんですが、そのあたりのことを十分詰めていただくことを要望しておきます。

○松川座長 ありがとうございます。これは今後の検討に当たってはありがたい意見だ

と思います。

ほかに、資料3の外国での調査事例については特にありませんでしょうか。

そうしましたら、中間取りまとめができたということで、私の任は一区切りになります。ありがとうございました。不手際なところがたくさんあったと思いますが、皆さんの御協力で本日ここまで来ることができました。ありがとうございました。

事務局の皆様方にも大変ありがとうございました。

○釘田畜産振興課長 松川座長、スムーズな議事の進行、大変ありがとうございました。

それでは、ここで畜産部長の本川からごあいさつを申し上げます。

○本川畜産部長 本川でございます。8月1日付けで畜産部長を拝命いたしまして、その直後にこういう取りまとめということでございます。終わりに当たりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

座長ほか皆さん方におかれましては、4月18日に設置されて以来、非常に濃密な御論議を短期間にいただきまして、取りまとめに御尽力いただきました。心から感謝を申し上げる次第でございます。我々として、これを受けまして、先ほど来御指摘いただいていることも含めて、施策の具体化に努めてまいりたいと思っております。

今回は中間取りまとめという形で報告をまとめていただきましたが、「中間」の意味いたしましては、今後とも引き続き、私どもの政策の具体化について定期的にお集まりいただいて御意見をいただきたい。それから、先ほどお二人の委員からもお話があったような、他の畜種なりの関係についても、その時々状況を見ながらフォローアップをしていくということで引き続きお願いしたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。最後のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○釘田畜産振興課長 どうもありがとうございました。

5 今後の進め方について

○釘田畜産振興課長 それでは、検討会はこれで終わりますが、事務局から少し御連絡したいと思います。

議事の中でもありましたし、今、部長からも申し上げましたが、今回の中間取りまとめをもちまして検討会としては一区切りになりますが、議論の中でもございましたように、今後、この検討会の中で指摘されましたことを、具体化の作業を私どもはしていかなけれ

ばなりません。そういった具体化の進捗状況も踏まえまして、例えば年1回程度この検討会を開催してはどうかということも考えているところでございます。具体的な開催のあり方等につきましては、今後、座長とも御相談させていただきながら、また、具体化しましたら各委員とも御相談させていただきながら進めていきたいと思っております。

そのようなことで、一たんは区切りますが、今後またお集まりいただく機会もあろうかと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、非常に短期間でございましたが、中間取りまとめをいただきまして大変ありがとうございました。改めて御礼を申し上げます。これもちまして第5回家畜の遺伝資源の保護に関する検討会を終わります。まことにありがとうございました。

6 閉 会